

# 社会福祉法人 輝 ふじのこ保育園 重要事項説明

令和6年1月改定版

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 輝
所 在 地	鎌ヶ谷市初富82-1
電 話 番 号	047-402-3811
代 表 者 氏 名	理事長 皆川 輝夫

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	社会福祉法人 輝 ふじのこ保育園
施 設 の 所 在 地	鎌ヶ谷市初富82-1
連 絡 先	電話番号 047-402-3811 FAX 047-443-3330
管 理 者	園長 小宮山 節子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところによる支給認定を受けた児童で、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	3歳児以上の児童 90人 1歳児以上3歳児未満の児童 45人 0歳児の乳児 15人
開 設 年 月 日	平成26年3月10日 (旧くぬぎやま保育園 昭和42年4月1日)

## 3 サービスの目的・運営方針

社会福祉法人 輝 ふじのこ保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4 当園における施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷 地	地	敷地全体	4166.87㎡
		園庭	1585.67㎡
園 舎	舎	構造	鉄骨 構造
		延べ面積	1860.04㎡

### (2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室 ほふく室	2室	ひよこ組（0歳児室） うさぎ組（1歳児室）各1室
保育室	4室	ぱんだ組（2歳児クラス）、ぞう組（3歳児クラス）、らいおん組（4歳児クラス）、きりん組（5歳児クラス）について各1室
保健室	1室	
相談室	1室	
職員室・事務室	1室	
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
一時保育室 ひまわりルーム	1室	
クリスタルルーム		多目的コーナー
図書コーナー		図書コーナー、他多目的コーナー
駐車場	12台	

## 5 職員の設置状況・勤務体系

職種	員数	勤務体系
園長	1人	7:00~19:00の勤務時間帯でシフトを組みローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります
主任保育士	1人	
保育士	17人以上	
事務員	1人以上	
看護師	1人以上	
栄養士	1人以上	8:00~17:30でシフトを組みます
保育補助	3人以上	
調理師	1人以上	
調理員	4人以上	8:00~11:30 / 16:00~17:30 ※都合上異なる時間帯もあります。
運転手	1人	

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第85号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

\*土曜保育を利用される方は、事前に申請書及び勤務実態の分かるシフト表などの提出が必要となります。

### 【休 園】

\*日曜・祝日

\*年末・年始（12/29~12/31、1/1~1/3）

\*その他、理事長・園長が必要と認めた時、臨時休園することもあります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。別紙2参照）。

### 【保育時間】

種類	実施時間	午前	午後
通常保育	平日	8時30分～12時00分	12時01分～4時30分
	土曜日	8時30分～12時00分	
時間外保育	平日	7時00分～8時30分	4時31分～6時00分
	土曜日	7時00分～8時30分	12時01分～6時00分
延長保育 (有料)	平日		6時01分～7時00分
	土曜日		6時01分～7時00分

◎時間外保育・延長保育・土曜保育の必要な方は申請をして下さい。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時31分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育のご利用にあたっては、事前に申請書を提出していただき、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。別紙2参照）。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

#### 〈保育内容〉

保育園では乳幼児が昼間の大半を生活することを考慮し、環境を整え十分活動できるよう各年齢別に年間カリキュラム、月案、週案、日案の作成をし、個々の発達段階に応じて日々の保育を行い、一人ひとりを大切に楽しく有意義に過ごせるように考えています。

乳児クラス（0歳児～2歳児）は食事、睡眠、排泄の基本的な生活習慣を大切に安定した生活が送れるよう、ひとり一人の成長段階に合わせた環境作りを心掛けています。また、いろいろな“あそび”を通して身体機能や言語面、情緒面などを育てたいと考えています。

幼児クラス（3歳児～5歳児）は、いろいろな自然体験（畑でじゃが芋植えやさつま芋などの野菜の苗植え、種まき、草取り、水やり、収穫、虫さがし、飼育物の世話）を取り入れ、生命の大切さ、思いやり、人と協力したり協調することの大切さを学べるようにしています。また、様々な行事や（夕涼み会、運動会、生活発表会、作品展など）体験活動を通して体力作りをしたり、創造力、想像力を高め感情豊かに表現することができるようにと考えています。

### 〈体操教室〉

(有) 東京健康教育研究所  
東研スポーツクラブ  
幼児体育指導担当2名  
毎週1回 3歳～5歳児

### 〈英語教室〉

アトランティック イングリッシュ  
ネイティブ講師により毎週1回 4・5歳児

### 〈茶道指導〉

5歳児  
裏千家茶道講師により月2回程度  
3月卒園前に保護者を招待して  
お茶会をします。  
また、修了証として「おしるし」を  
お家元よりいただきます。

### 〈音楽指導〉

月に1～2回(3～5歳児)  
声楽・楽器の専任講師により、  
歌やリズムに乗って楽しく身体表現をしたり、  
いろいろな楽器あそびを指導します。

### 〈リトミック指導〉

月に1回(1～5歳児)  
専任講師による指導で音楽と楽しく  
触れ合いながら、基本的な音楽能力  
を伸ばすとともに、身体的、感覚的、  
知的な基礎能力の発達を促します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日～金曜日まで以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食 (牛乳・ヨーグルト等)	昼食 (1学期の時間)	午後間食
0歳児	9時20分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時20分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時20分頃	11時15分頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時20分頃
4歳児		11時45分頃	15時20分頃
5歳児		12時00分頃	15時20分頃

※土曜日に登園される場合は、お弁当とおやつをご持参ください。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば栄養士にご相談ください。

尚、アレルギーに関しては医師の診断指示書が必要となります。

### (3) 延長保育事業

### (4) 一時預かり事業

### (5) 地域子育て支援事業 子育て相談

### (6) その他保育にかかわる行事等

\*年間を通して保護者とお子さんの「ふれあいあそび」として保育参加を計画しています。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

0～2歳児は支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。3～5歳児は無償です。 ※年齢は4月1日時点

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- 0～2歳児は（1）に掲げる保育料のほか、別紙1に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、保護者より当園が代理受領して業者に直接お支払い致します。

- 3～5歳児給食費（副食費）について

#### 1. 給食費（副食費）

1ヶ月 4,500円～5,000円程度を徴収します。

（物価高騰により食材費が上がっているため、金額は変更になる場合がございます。）

#### 2. 徴収方法

##### 毎月26日徴収

現金またはクレジットカード・QRコード・交通系ICカード決済でのお支払いが可能です。（事務所窓口にてご確認ください）

給食費徴収袋は毎月24日に配布しますので、会計処理の都合上徴収日は1日のみとし、26日の送迎時に事務所の窓口へお願いします。

尚、26日が土・日・祝日の場合は翌日となります。

#### 3. 領収証について

現金徴収の方は給食費徴収袋に、キャッシュレスの方は領収票に領収印を押して年度末に返却し、それをもって領収証とさせていただきます。

#### 4. アレルギー食の対応

通常の副食費と同様、4,500円～5,000円を徴収します。

#### 5. 日割り計算実施の有無

原則、実施しません。

- 給食を提供した日が月に1日でもある場合は満額徴収します。
- 長期欠席等で月に1日も給食を提供していない場合は徴収しません。

#### 6. 副食費免除対象者

年収360万未満相当世帯の子ども及び全階層の第3子以降の子どもは、副食費が免除されます。対象となる方へは当該市町村より通知されます。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- 支給認定を取り消されたとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 園での与薬について

保育園においては、お子さまに与える薬を原則としては行わないことになっていますが、やむを得ない場合に限り保護者の申し出により、医師処方された薬のみ、お預かりします。

- 与薬依頼書には必要事項を記入して、薬と一緒に保育士または看護師に手渡してください。
- 薬は必ず1回分だけにし、名前を記入してください。

（水薬で、以前使用した容器に入れてくる場合、メモリについている印は消してください。）

- 薬はその時処方されたもののみお預かりします。（以前の残りなどは持参しないでください。）

※市販の薬・解熱剤・坐薬・吸入薬はお預かりできませんのでご了承ください。

（けいれんの既往があり、発熱時にけいれん止めの坐薬を使用しなければならない場合、喘息があり発作時吸入を必要とする場合は除きます。）

## 12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	白戸胃腸科外科
医院長名	小児科・内科 白戸 佐和子
所在地	鎌ヶ谷市初富924の1844
電話番号	047-445-8001

### (2) 歯科

医療機関の名称	大山歯科医院
医院長名	大山 和次
所在地	鎌ヶ谷市初富23-117
電話番号	047-445-5987

## 13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 緊急連絡票

緊急連絡者	1 ※仕事中でもつながる電話番号を記入してください。			
緊急連絡先				
父母不在時の緊急連絡先	氏名			電話
	続柄	住所		
かかりつけ医	名称			
	〒			
	必ず記入してください。健康保険証のコピーを貼り付けてください。			
	特に病気で配慮すべきこと			
過去にした大きな病気				
その他特記事項				
平熱	℃	薬・食べ物のアレルギー	無・有（	）

## 保育時間内の事故怪我について

事故(怪我)の起きないように最大の注意を払って保育をしておりますが、思わぬ事故(怪我)が起こる場合もあります。事故(怪我)に対しての治療費は園で保険(株式会社損害保険ジャパン)に加入していますので、園の方で支払います。但し、保育中のみです。登降園時の道路では十分お気をつけください。また、看護師で対処できない怪我等の場合は、園でお願いしている病院で処置させていただきます。(★印は園医です)

【病院名】 ★大山歯科 ★白戸胃腸科外科 ・東邦鎌ヶ谷病院  
・鎌ヶ谷総合病院 ・内藤耳鼻科 ・石川整形外科 ・さくら眼科 等です。

### 1.4 虐待防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとしています。必要に応じて市・及び関係機関に報告し対応します。

### 1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園のご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 小宮山 節子 ・ご利用時間 8:30～17:00 ・電話番号 047-402-3811 FAX 047-443-3330 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	第三者委員の連絡先は保育園備え付けの重要事項説明に記載しております。

### 1.6 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 1.7 当園におけるその他の留意事項

#### 個人情報保護について

#### 本園が行う行事等におけるビデオ・写真等の記録について

- ・本園では写真・ビデオ等の映像記録を保育に役立つ記録としてとらえ、必要に応じて撮影を行います。なお、記録を望まない方は事前・事後にかかわらず、園に申し出ていただくことで、第三者への掲示や配布を控えさせていただきます。
- ・公開する行事において保護者等が記録する写真、ビデオ等については、本園の個人情報保護方針の趣旨をご理解いただくとともに、むやみに第三者への提供（SNS、動画サイト、ブログへの投稿等）を行わないでください。  
ご家族ではない方が映っている映像を、本人の同意を得ずに第三者に公開することはできません。
- ・写真・ビデオ等の記録や印刷を業者に委託する場合は、本園が委託先の安全確認を行うとともに、業者が本園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾した上で委託を行います。
- ・本園のパンフレット、広報誌、ホームページ、園内掲示物に使用する写真等については、本人を特定できない解像度で掲載するか、または保護者の同意を得ることとします。

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	園内に於いて、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面を以て重要事項の説明といたします。

社会福祉法人 輝  
ふじのこ保育園

理事長 皆川 輝夫